

鳥取市下水道条例（昭和37年条例第8号）新旧対照表 第34条関係

改正後				改正前			
<p>○鳥取市下水道条例</p> <p style="text-align: right;">昭和37年4月2日 鳥取市条例第8号</p> <p>第1条～第12条（略） （使用料の算定方法）</p> <p>第12条の2 使用料の額は、市長が定める2月ごとの使用期間（以下「使用期間」という。）において使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。この場合において、1月当たりの排除汚水量は、当該使用期間において各月均等に排除したものとみなす。</p>				<p>○鳥取市下水道条例</p> <p style="text-align: right;">昭和37年4月2日 鳥取市条例第8号</p> <p>第1条～第12条（略） （使用料の算定方法）</p> <p>第12条の2 使用料の額は、市長が定める2月ごとの使用期間（以下「使用期間」という。）において使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。この場合において、1月当たりの排除汚水量は、当該使用期間において各月均等に排除したものとみなす。</p>			
区分	排除汚水量（1月につき）	基本料金（1月につき）	従量料金（1m ³ につき）	区分	排除汚水量（1月につき）	基本料金（1月につき）	従量料金（1m ³ につき）
一般汚水	8m ³ までの分	956円	27円	一般汚水	8m ³ までの分	956円	27円
	8m ³ を超え20m ³ までの分		112円		8m ³ を超え20m ³ までの分		112円
	20m ³ を超え30m ³ までの分		166円		20m ³ を超え30m ³ までの分		166円
	30m ³ を超え50m ³ までの分		183円		30m ³ を超え50m ³ までの分		183円

	50m ³ を超え100m ³ までの分		208円
	100m ³ を超え200m ³ までの分		221円
	200m ³ を超え500m ³ までの分		231円
	500m ³ を超え1,000m ³ までの分		255円
	1,000m ³ を超える分		291円
特別汚水	1m ³ につき		122円

備考

- 1 一般汚水とは、特別汚水以外の汚水をいう。
- 2 特別汚水とは、公衆浴場（公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場をいう。）から排除される汚水及びプール（学校その他の公共施設に設置されたものに限る。）から排除される汚水をいう。

2 前項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する一時使用する場合の使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、8立方メートルまでの分は、1立方メートルにつき107円、これを超える分については、前項の表の一般汚水の従量料金を適用して算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

第12条の2第3項（略）

第12条の3 ～ 第27条（略）

	50m ³ を超え100m ³ までの分		208円
	100m ³ を超え200m ³ までの分		221円
	200m ³ を超え500m ³ までの分		231円
	500m ³ を超え1,000m ³ までの分		255円
	1,000m ³ を超える分		291円
特別汚水	1m ³ につき		122円

備考

- 1 一般汚水とは、特別汚水以外の汚水をいう。
- 2 特別汚水とは、公衆浴場（公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場をいう。）から排除される汚水及びプール（学校その他の公共施設に設置されたものに限る。）から排除される汚水をいう。

2 前項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する一時使用する場合の使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、8立方メートルまでの分は、1立方メートルにつき107円、これを超える分については、前項の表の一般汚水の従量料金を適用して算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

第12条の2第3項（略）

第12条の3 ～ 第27条（略）